

事業の種別等の掲示（利用運送事業）

中越通運株式会社
(令和6年10月31日)

事業の種別等の掲示について
貨物利用運送事業法第27条及び同法施行規則25第条の規定に基づき、下記の通り掲示する。

記

- 1. 事業の種別
第二種貨物利用運送事業
- 2. 利用運送に係る運送機関の種類
鉄道貨物運送
- 3. 運賃及び料金
消費者を対象としないため省略

4. 利用運送の区域

拠点駅	仕向駅
新潟貨物ターミナル駅、南長岡駅、黒井駅、中条駅	日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅

5. 業務の範囲
一般事業

6. 利用運送約款
標準鉄道利用運送約款を適用する。 詳細は別途掲示する。
(最終改正：平成三十一年国土交通省告示第三百二十号)

7. 貨物集配の拠点

仕立地	仕向地
新潟貨物ターミナル駅、南長岡駅、黒井駅、中条駅	日本貨物鉄道(株)の貨物取扱駅

以上